

土壌汚染の調査及び対策について

東京都内における土壌汚染対策については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく手続及び土壌汚染対策法に基づく手続があります。

環境確保条例・土壌汚染対策法の手続の契機

1 工場等を廃止するとき

	環境確保条例(第116条)	土壌汚染対策法(第3条)
対象者	有害物質取扱事業者※1	土地所有者等
契機	工場又は指定作業場を廃止したとき	有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき
	工場又は指定作業場の全部又は主要な部分を除却しようとするとき	調査猶予中の土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

※1 条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがあるもの

2 土地の改変等を行うとき

	環境確保条例(第117条)	土壌汚染対策法(第4条)
対象者	土地改変者	第4条第1項の届出(+自主調査の結果)・・土地の形質の変更を行う者 第4条第3項の調査・・土地所有者等
契機	3000㎡以上の敷地内において土地の改変を行うとき (通常の管理行為・軽易な行為等の規則で定める行為を除く)	土地の一定規模(3000㎡)以上※2の土地の形質の変更を行うとき ※2 敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3000㎡以上
	法4条1項の届出対象となる行為を行うとき(工場等の土地において900㎡以上の土地の改変を行うとき)	現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において900㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

※土地改変≡土地の形質変更

3 自主的に調査を実施し、その結果を報告するとき(任意)

	環境確保条例(第116条の2)	土壌汚染対策法(第14条)
対象者	有害物質取扱事業者	土地所有者等
契機	操業中に自主的に調査を実施したとき	自主的に調査をして汚染が確認されたとき

4 健康被害のおそれがあるとき、地下水汚染が認められるとき

	環境確保条例(第114条、第115条)	土壌汚染対策法(第5条)
対象者	有害物質取扱事業者	土地所有者等
契機	①土壌汚染により、人の健康に係る被害が生じ又は生じるおそれがあるとき ②周辺で地下水汚染が認められるとき※3 ※3 埋立地の一部は適用除外	土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると知事が認めたとき

土地利用の履歴、有害物質の使用・排出の状況を踏まえて、土壌汚染の調査を行う。

●手続の流れ等は中を御覧ください●

環境確保条例

平成13年10月1日施行
改正 平成31年4月1日施行

《 手続のフロー 》

有害物質取扱事業者

(第114条)

人の健康被害のおそれがあるとき

(第115条)

地下水汚染が認められる地域があるとき

(第116条)

工場等を廃止または施設を除却するとき

(第116条の2)

自主的に調査を実施するとき

条件を満たす場合

調査の猶予

汚染状況調査の実施

汚染が確認された場合

台帳の調製・公開

健康被害のおそれがある場合 又は一定濃度を超える汚染がある場合

土壌地下水汚染対策計画書の提出

土壌汚染の除去等の措置の実施

汚染地を改変する場合 (第116条の3)

汚染拡散防止計画書の提出

汚染拡散防止措置の実施

土地改変者

(第117条)

3000㎡以上の敷地内での土地の改変
法第4条第1項の要件に該当する土地の改変

地歴等調査の実施

汚染のおそれがある場合

汚染状況調査の実施

汚染が確認された場合

台帳の調製・公開

汚染拡散防止計画書の提出

汚染拡散防止措置の実施

記録の保管・承継 (第118条)、汚染地の管理 (汚染を残置した場合) (第116条の3、第117条第7項)

《 第116条第1項猶予の要件 》

次の①かつ②に該当すること (規則第56条第5項)

① 次のアからウまでのいずれかに該当 (人の健康に係る被害が生ずるおそれがない)

ア 引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地

イ 小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が引き続き居住する土地

ウ 現に事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接触れることがない状況の土地

② 土壌・地下水の採取に当たり、建物の損壊が必要で事業又は居住に著しい支障が生じるとき (当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある)

《 第117条第1項適用除外行為 》

(規則第57条第2項第1号ただし書)

● 通常の管理行為又は軽易な行為

(1) 敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修、増設

(2) 用水又は排水施設の設置

(3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削

(4) 既存道路の補修 (新設又は拡幅を伴うものを除く)

(5) その他土壌汚染の拡散のおそれがなく (1)~(4)に類する行為

● 改変面積300㎡未満の行為 (汚染があることが確実な土地は除く)

● 非常災害のために必要な応急措置

《 対策の要件 》

① 健康被害のおそれがあり*1、指針に基づく措置が講じられていない場合 (規則第54条第3項)

*1 溶出量基準超過の汚染土壌があり周辺に飲用井戸等が存在する場合、又は、含有量基準超過の汚染土壌があり人が立ち入れる状態にある場合

② 一定濃度を超える汚染*2があり、指針に基づく措置が講じられていない場合 (規則第55条の2) *3

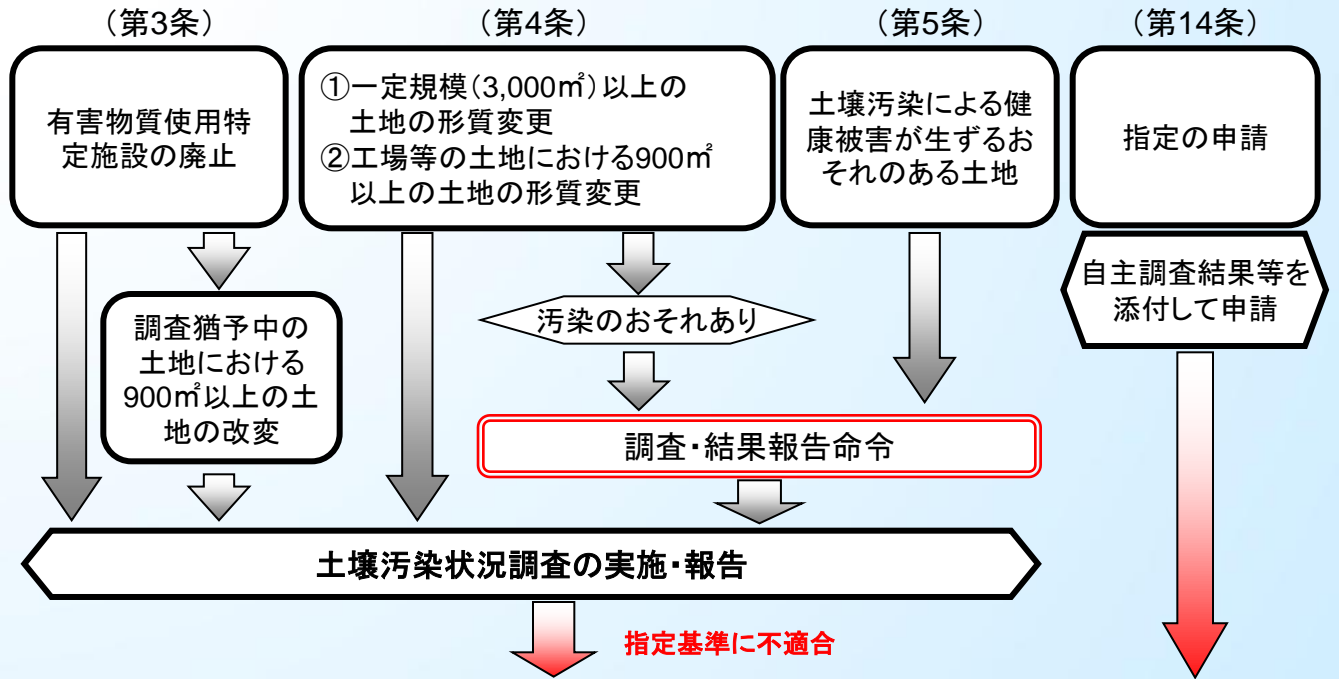
*2 第二溶出量基準を超える土壌又は第二地下水基準を超える地下水

*3 埋立地の一部を除く

土壌汚染対策法

平成15年2月15日施行
最終改正 平成31年4月 1日施行

《 手続のフロー 》



【要措置区域】又は【形質変更時要届出区域】に指定

【要措置区域】

- ・健康被害が生ずるおそれのある土地
- ・汚染除去等計画の提出を知事が指示
- ・原則として形質の変更は禁止

【形質変更時要届出区域】

- ・健康被害の生ずるおそれのない土地
- ・土地の形質を変更する場合にはあらかじめ届出が必要

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

《 指定を受けた区域における手続等 》

○ 汚染除去等計画の提出+完了の報告(第7条) 【要措置区域】

知事は、要措置区域を指定したときは、当該要措置区域内の土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等計画書の提出を指示します。また、措置が終了したら完了の報告が必要です。

○ 土地の形質の変更の届出(第12条) 【形質変更時要届出区域】

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、着手の14日前までに、土地の形質の変更について知事に届出が必要です。

○ 台帳(第15条) 【要措置区域】【形質変更時要届出区域】【指定解除済の土地】

知事は、要措置区域、形質変更時要届出区域及び指定解除済の土地について、台帳を調製し閲覧に供します。東京都環境局の土壌汚染対策のホームページでも情報を公開しています。

○ 汚染土壌の搬出時の届出(第16条) 【要措置区域】【形質変更時要届出区域】

汚染土壌を要措置区域又は形質変更時要届出区域から搬出しようとする者は、着手の14日前までに、搬出の計画について知事に届出が必要です。

《汚染土壌処理基準(環境確保条例)・指定基準(土壌汚染対策法)》

- ・溶出量基準(単位:mg/L)・・・地下水等の摂取による健康影響の観点
- ・含有量基準(単位:mg/kg)・・・土壌の直接摂取による健康影響の観点

第一種特定有害物質(12種類)		第二種特定有害物質(9種類)			第三種特定有害物質(5種類)	
特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)	含有量基準(mg/kg)	特定有害物質の種類	溶出量基準(mg/L)
トリクロロエチレン	0.03	カドミウム及びその化合物	0.01	150	有機磷化合物(ただし、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る)	不検出
テトラクロロエチレン	0.01	シアン化合物	不検出	50(遊離シアン)		
ジクロロメタン	0.02	鉛及びその化合物	0.01	150	ポリ塩化ビフェニル	不検出
四塩化炭素	0.002	六価クロム化合物	0.05	250	チウラム	0.006
1,2-ジクロロエタン	0.004	砒素及びその化合物	0.01	150	シマジン	0.003
1,1-ジクロロエチレン	0.1	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005	15	チオベンカルブ	0.02
1,2-ジクロロエチレン	0.04	セレン及びその化合物	0.01	150		
1,1,1-トリクロロエタン	1	ほう素及びその化合物	1	4000		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	ふっ素及びその化合物	0.8	4000		
1,3-ジクロロプロペン	0.002					
ベンゼン	0.01					
塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0.002					

《調査・対策の方法》

※土壌汚染の調査や対策の方法等は、「土壌汚染対策法施行規則」「東京都土壌汚染対策指針」に規定されています。
 ※法・条例の土壌調査は、指定調査機関に依頼してください。(指定調査機関一覧は環境省ホームページ参照)

《お問い合わせ先、受付窓口》

対象の土地	法令	お問い合わせ先・受付窓口
23区内、島しょ	条例第114条、第115条、第117条 土壌汚染対策法	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1(都庁第二本庁舎20階北側) TEL:03-5388-3430、3456、3495(区ごとに担当が異なります。) FAX:03-5388-1376
	条例第116条、第116条の2、第116条の3	各区の環境担当 (島しょは、環境局環境改善部化学物質対策課)
多摩地区の市町村 (八王子市、町田市を除く。)	条例第114条、第115条、第117条 土壌汚染対策法	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3(東京都立川合同庁舎3階) TEL:042-523-3517(直通) FAX:042-522-9511
	条例第116条、116条の2、第116条の3	各市の環境担当 (町村は、多摩環境事務所環境改善課)
八王子市、町田市	条例第115条、第116条、116条の2、第116条の3、 土壌汚染対策法	八王子市、町田市の環境担当
	条例第114条、第117条	東京都 多摩環境事務所 環境改善課 土壌地下水対策担当
東京都の土壌汚染対策法及び環境確保条例に関する一般相談		土壌汚染対策総合相談窓口(東京都が事業者へ委託し、実施しています。) TEL:03-5388-3468

※土壌汚染対策指針、法・条例の届出様式、環境確保条例に基づく届出書の作成の手引等は、東京都環境局の土壌汚染対策のホームページからダウンロードできます。